

00996

告示

卷之三

本音ノ大キサヘ國定樂隊▲列

昭和二年一月七日

本籍地 氣高郡末恒村大字伏野一、〇二七番地ノ二  
現住所及開業地 右に同じ

本籍地　氣高郡大郷村大字福井三五八番地  
大正十一年三月十

昭和二十三年十二月二十七日第一・三二一号  
前田 稔子  
昭和二年七月二十日生

本籍地 東伯郡社村大字和田七九二番地  
現住所及開業地 右に同じ

昭和二十三年十一月二十九日第一・三一九号

次河川敷地はその公用を廃止する。



届出ること。

一、知事が必要あると認めるときは、この許可條件の  
箇項を増減若しくは変更することがある。

二、この建築物の認定を受けたる者も前各号に定めた  
る事項を守る義務を負うこと。

#### ◆鳥取縣告示第七号

鳥取縣における木材の販売價格の統制額は、昭和二十三年十月十一日物價庁告示第千十五号木材の販売價格の統制額に地方税法及び鳥取縣賦課徵收條例の規定による

木材引取稅素材一石当り十八円（縣稅十二円・附加稅六円）を加算した額とする。

昭和二十三年九月十日鳥取縣告示第四百三十九号（鳥取

縣における木材の販売價格の統制額指定の件）は、これを廢止する。

昭和二十四年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣教育委員會告示第二号  
昭和二十三年十二月十八日を以て次のようない小学校を設置した。

昭和二十四年一月七日

鳥取縣教育委員會

八頭郡佐治第三小學校尾際分校

記 烏取縣教育委員會

◆鳥取縣教育委員會告示第一号  
昭和二十三年十二月十八日を以て次のようない小學校を設置した。

昭和二十四年一月七日

鳥取縣教育委員會

八頭郡佐治村立佐治第四小學校

所在地 八頭郡佐治村大字尾際字落合六九三番地

六九四番地

00600

#### 公 告

##### ◆資格審査結果公告第四二号

（自昭和二十三年十一月十六日至昭和二十四年十二月三十一日）

昭和二十四年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

ある。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の調査に供する。

四、資格審査の結果は次の通りである。

○資格審査人員 一一〇名

非課當決定者 一一〇名

審査を受けた公職及びその氏名

○選舉管理委員会

鳥取市 岡垣 傳重 伊藤 荻新 米沢 安吉  
天津村 田子 守良 種 晴

所子村 植田 正治

境町 植田 正治

この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受け取たならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、

次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう市町村役場に編めて保存するもので

次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう市町村役場に編めて保存するもので

